

○  
平省令財務省告示第二百二十九号  
平成二年六月二十二日  
行条件等に關する省令

一  
の法発号名  
律行稱  
項及の  
び根  
そ拠記  
社一法会一るた運十財十利付  
債項律計号法め營四政九付  
第ニ律のに号法回國  
二関第一へ公必一庫債券  
十すニ平債要第昭和  
三る条成のな四和  
号法第二發財條二十  
一法律一十行源第十二  
項四のの一年  
四平並年特確保及  
十成び法例保及  
六十ニ律にをび法律  
条九特第圖財第  
第年別百する政三  
財務大臣 麻生 太郎  
第百三十  
第七百三

四  
三  
四  
用振  
等替  
法の  
方法  
の適

のし定あ争争う札価振の以律  
決、めつ入入。格替適下「平成  
定価られて札札に以を機用を「振替  
を格れられ、と發よ下競関を受  
受け競争た価同行る「争は受け  
け格時「発価に日受け  
た利入競にと行格付本る「とい  
各札争行い(「競し銀もい  
申にその入わう以争て行のう。  
込お札れ。下入行とと  
みいのにる、「札わすし。  
のて利お入価価「れる、の  
応募率い札格格とる。そ規  
募入とてで競競い入の定

## 五

ハ 口 イ  
方 募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
Ⅱ加場び札格第参市行争  
非者特国発競 I 加場 入 行争 の

込募各割各当も各  
み限国り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行  
ー加るに臣わ  
と者発応がれ  
い・行募各  
う第へ限國入  
。)Ⅱ以度債入  
非下額市  
価ーを場で決  
格国定特あ定  
競債め別つを及  
争市る参てしひ価ーを場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行  
ー加るに臣わ  
と者発応がれ  
い・行募各  
う第へ限國入  
。)Ⅱ以度債入  
非下額市  
価ーを場で決  
格国定特あ定  
競債め別つを及

六  
イ  
發

争非者特国行	争非者特国	札非	入価	入価
入価・別債	入価・別債	発競	札格行	札格
札格第参市	札格第参市	行争	発競	発競
発競Ⅱ加場	発競I加場	入	行争額	行争

でた条特<sup>ヘ</sup>いに關國財分七いに關國財七億はづるた運五つ定う額  
三利第別平て基する政<sup>ヘ</sup>百て基する政年二、き法め營億いにち面  
千付一會成、づるた運  
万、づるた運度千額發律のに七て基、金  
円額き法め營予三面行第公必千はづ財額  
へ面發律のに算百金し二債要六、き政で  
平金行第公必分十額た条のな百額發法二  
成額し二債要<sup>ヘ</sup>五で利第發財八面行第兆  
二でた条のな  
万二付一行源十金し四千  
十六利第發財  
円兆國項のの五額た条八  
七十付一行源  
へ六債の特確万で利第百  
年七國項のの  
平百に規例保円千付一十  
度億債の特確  
成二つ定にを、百國項九  
予六に規例保  
二十いに關國財九債の億  
算千つ定にを  
十三て基する政十に規円

十 口 イ 一	十 イ 一	九 八	二	八 口 イ	七 行 込 金							
特 別 參 加	國 債 市 場	札 格 競 入	行 行 面 位	争 債 市 場	非 者 債 格 競 發 行 競 格 日	行 争 債 競 發 行 競 格 日	争 債 市 場 II	非 者 債 格 競 發 行 競 格 日	行 争 債 競 發 行 競 格 日	非 者 債 格 競 發 行 競 格 日	入 行 競 發 行 競 格 日	行 争 債 競 發 行 競 格 日
十 額 二 面 錢 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 五	額 九 面 錢 額 上 の そ れ ぞ れ 九 十 九 圓 価	格 面 金 以 百 元 に 月 二 金 七 倍 年 六 額 月 二 金 十 低 も 圓 四	十 成 。整 數又 倍は規 の記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	額 成 。整 數又 倍は規 の記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	平 るの記 。整載法 又の規 は規定 に錄に はよる に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	額 成 。整 數又 倍は規 の記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 百 五 十 三 億 八 千 五 百 九 五 百 九 十	五 万 円 百 五 十 三 億 八 千 五 百 九 五 百 九 十	二 三 万 千 五 十 三 億 八 千 五 百 九 五 百 九 十	四 百 十 三 億 九 千 四 百 八 万 一 万 八 千	六 十 万 兆 千 三 千 四 百 五 千 十 八 八 百 二 十	二 兆 九 千 九 百 三 百 九 千 八 百 八 千

の経利入価・別債行争非者  
払過札格第参市及入価・  
込利発競Ⅱ加場び札格第  
み子率行争非者特国發競Ⅰ

(二)

額け住よるがをじ額よに座も係  
る者り場非発たにりつにのる  
所又算合居行金百算い記と所得  
は出に住時額分出て載し得  
税外しは者に(の)しは又て税  
の国た、又おた二た、は振が  
税法金前はいだ十金前記替源  
率人額記外てし・額記録口泉  
をがに(一)国取、三か(一)さ座徵そ  
乗適当の法得当一らのれ簿収の  
じ用該算人す該五當算る中さ利  
たを非式でる國を該式ものれ子  
。金受居にあ者債乗金にの口るに  
)を控除することができる。

(一) 年  
む十式は○  
も号に、募・  
のによ払入四  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100 \times 365} \times 2$$

十四

二十十九十  
八七六十五

初期利子

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

平財日額平るい日毎  
成務本面成利てを年  
二大銀金三子、支六  
十臣行額十をそ払月  
十七から百七支の期二  
年六円年払日と十  
月通知に六う以し日  
月知つ月。前、及  
二をき二六各び  
十二受百十月支十  
二け円日間払二  
日たに期月  
者屬に二  
すお十

規下は払し払平  
定、期た期成  
す次そが金と二  
る号の銀額し十  
期及翌行を、七  
日び営休支次年  
に第業業払の十  
つ十日日う算二  
い六にに。式月  
て号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
。いへと、算を  
。て以き支出支

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100 \times \frac{1}{2}}$$